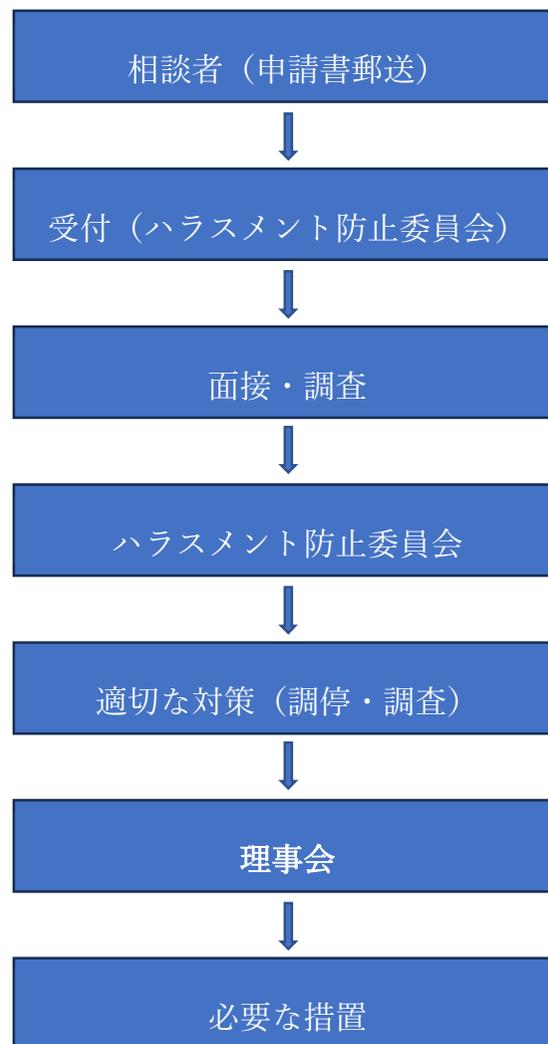


- 受付：日本発達心理学会ハラスメント防止委員会で受け付けます。学会ホームページから相談申請書をダウンロードして委員会あてに郵送してください。
- 聞き取り：面接委員は、相談内容を聞き取り、相談者の希望に応じて、ハラスメント防止委員会に問題解決の申し立てを行います。
- ハラスメント防止委員会の役割：委員会は、面接委員からの報告を受けて、本学会が問題にすべきハラスメントに該当すると判断した場合、すみやかに適切な対策（調停・調査等）の実行に移します。
- 調停：相談者の申し立て内容に沿って、相談者の権利回復を目的として、両当事者の言い分を聞き、互いの理解に基づく解決を目指します。
- 調査：調停では相談者の権利回復が困難であると判断される場合は、両当事者や関係者等から聴取する等して、事実関係の調査を行います。
- 必要な措置：委員会は、調停・調査等を踏まえて必要な措置を検討し、理事会に提案して、理事会が措置をとります。

ハラスメントと感じたら

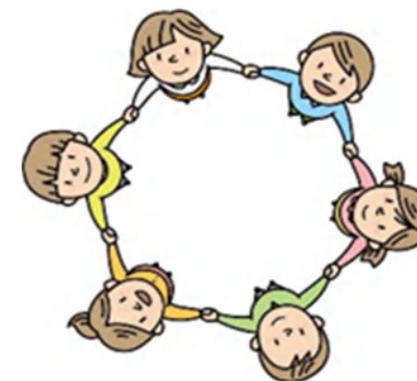
### 相談の流れ



# 人権を尊重した 学びの場に！

日本発達心理学会会員のための  
ハラスメント防止

ハラスメントをしない、  
させない、許さない



一社）日本発達心理学会  
ハラスメント防止委員会  
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5  
アカデミーセンター

## 日本発達心理学会は ハラスメント防止に 取り組んでいます

パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどの種々のハラスメントを防止することを通して本学会に関わる人の人権および尊厳を守り、学会員・事務職員が安心して快適に学会活動や職務に従事できるようにすることを目指しています。

### ハラスメント防止対応策

- 【1】 予防のための啓発
- 【2】 事態把握のための相談活動
- 【3】 ハラスメントへの対処
- 【4】 ハラスメントを受けた人の、その後の学会活動・業務を安全に保つための方策

## 問題となる行為

相手に身体的または精神的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害するすべての行為を指します。

- 加害者から面と向かってなされた行為だけでなく、電話や手紙、電子メールなどにおける言動、活動中に知り得た個人情報や噂の流布なども含まれます。
- 問題となる言動に、加害者の指示に従って加担する行為も対象となることがあります。

★ハラスメントか否かは受け手の感じかたが重要になります。

## ハラスメント被害を受けたら

- 一人で悩まないで信頼できる人、または相談窓口にご相談してみましょう。
- 可能なときは不快であることを示しましょう。
- 起こったことをできるだけ記録につけておきましょう。

## ハラスメントの加害者にならないために

- 強い立場にある場合、自分と相手の立場の違いを理解して接しましょう。
- 相手の拒否がないことが「合意・同意」とは同義ではないことに注意しましょう。
- ハラスメントと思われるような行為をしてしまったら、なるべく早く失礼を詫び、繰り返さないようにしましょう。
- ハラスメントの加害者として訴えられたとしても報復は厳禁です。